



本年度の納付書及び納税通知書を下記の予定で皆様にお送りします。
お手元に届きましたら、お名前、納税額等をご確認ください。

- ☆ 固定資産税・軽自動車税は 5月10日前後
- ☆ 町道民税は 6月1日前後
- ☆ 介護保険料は 6月10日前後
- ☆ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は... 7月12日前後

※今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため申告期間の延長があったことから、住民税や保険料を年度途中で変更することがあります。

変更する場合は通知書でお知らせいたしますので、あらかじめご承知願います。



令和3年度（令和2年分）の所得証明書等は、下記の期日から交付できます。
※申告期間の延長により反映が遅れる場合もあります。

- ☆ 町道民税が給与から天引きされている方は... 5月上旬
- ☆ その他の方は... 6月上旬

※申請にあたっては、本人確認のできる免許証等をお持ちください。

※本人が窓口に来られない場合には、委任状が必要です。



～ 次のようなときは、忘れずに届け出をしてください ～

- ①建物を新築・増築したとき ◎評価にお伺いします。
- ②建物を取り壊したとき ◎家屋滅失の届け出が必要です。
- ③建物の所有者が変わったとき ◎所有者変更の届け出が必要です。
- (②と③について、登記されている方は、法務局へ届け出が必要です。)

※固定資産評価証明書等（家屋）の発行については、家屋の評価が済んでおり、
固定資産税課税台帳に登載されているものが対象です。



※町税や使用料は、口座から自動的に納付することができます。納めに行く手間がはぶけ、納め忘れの心配もありませんのでご活用ください。

※お申し込みは、役場町民生活課税務係または町内金融機関で受け付けています。
通帳など口座番号の分かるものと通帳使用の印鑑をご用意ください。

※口座の引き落とし日は.....納付の月の25日です。（12月と2月は、22日）

引き落とし日が土・日・祝日にあたる場合は、次の平日が引き落とし日となります。

※口座振替の領収書は.....12月に送付します。（税:12月上旬 保険料:12月末）
軽自動車税は口座振替後、翌月上旬に送付します。

相談・お問い合わせ先

税 金 ・ 保 険 料 ☎ 62-4479 役場町民生活課税務係

町 営 住 宅 使 用 料 ・ 水 道 使 用 料 ☎ 62-4475 役場建設課建設係・建設課上下水道係

保 育 所 負 担 金 ・ へき地保育所使 用 料 ☎ 62-2702 役場子育て支援課保育係

令和3年度

納 税 ダ イ ア リ ー

令和3年度の税金等の納期限

税・保険料	納 期 限										
	5月31日	6月30日	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日	3月31日
町道民税		第1期			第2期		第3期				
固定資産税	第1期				第2期		第3期				
軽自動車税	全 期										
国民健康保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
後期高齢者医療保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
介護保険料		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期			

※毎月末が土・日・祝日にあたる場合は、次の平日が納期限となります。

使 用 料	納 期 限
町営住宅使用料	毎月25日
保育所負担金 へき地保育所使用料	毎月25日
水道使用料 下水道使用料	毎月25日



納期限内の納付にご協力を！

納期限を過ぎてしまうと？

督促状を送付します
(納期限経過20日ごろ)

滞納金の加算が開始
(納期限内に納付した方との公平性を保つために加算されます)

督促状送付後10日を経過しても納付が済んでいない場合、
財産の差押が可能となります。

納税相談にお越しください

※町税等は納期限内に納付するのが原則です。納期限までに納付ができない理由がある場合は、
相談を隨時受け付けておりますので、各担当係までご相談ください。